

NEWS

～ 平成31年3月

社会保険労務士 岡経営労務事務所
労働保険事務組合 経営労務協会

横浜市港北区新横浜2-5-10新横浜楓第2ビル7階
TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759
URL <https://www.okakeiei.jp>

< 「働き方改革」が実施されます >

働き方改革 第4回 「労働時間の客観的な把握」

2019年4月1日からすべての労働者の労働時間状況を客観的な方法、その他適切な方法で把握することが事業者の義務となります。

管理監督者の時間管理も義務化

これまでは、割増賃金を適正に支払うため、労働時間を客観的に把握することを通達で規定していたため、みなし時間に基づき割増賃金を算定する裁量労働制適用者や、時間外・休日労働の割増賃金の支払い義務がない管理監督者は、通達の対象外とされていました。

改正後は、健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含めすべての労働者の労働時間の状況が、客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけられます。

労働時間の状況を客観的に把握することで、長時間働いた労働者に対する、医師の面接指導を確実に実施し、労働者の健康管理を強化することを目的としています。

対象労働者

時間管理の対象者は、下記①から⑦を含む、原則としてすべての労働者となります。

- | | | |
|-------------|--------------------|-----------|
| ① 研究開発業務従事者 | ② 事業場外のみなし労働時間制適用者 | |
| ③ 裁量労働制適用者 | ④ 管理監督者 | |
| ⑤ 派遣労働者 | ⑥ 短時間労働者 | ⑦ 有期契約労働者 |

労働時間の把握方法

事業者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を以下のような方法により把握し、把握した労働時間の状況の記録を作成後、3年間保存しなければなりません。

- ① 事業者の現認
- ② タイムカード、ICカード、パソコン等の使用時間の記録などの客観的な方法
- ③ その他適切な方法

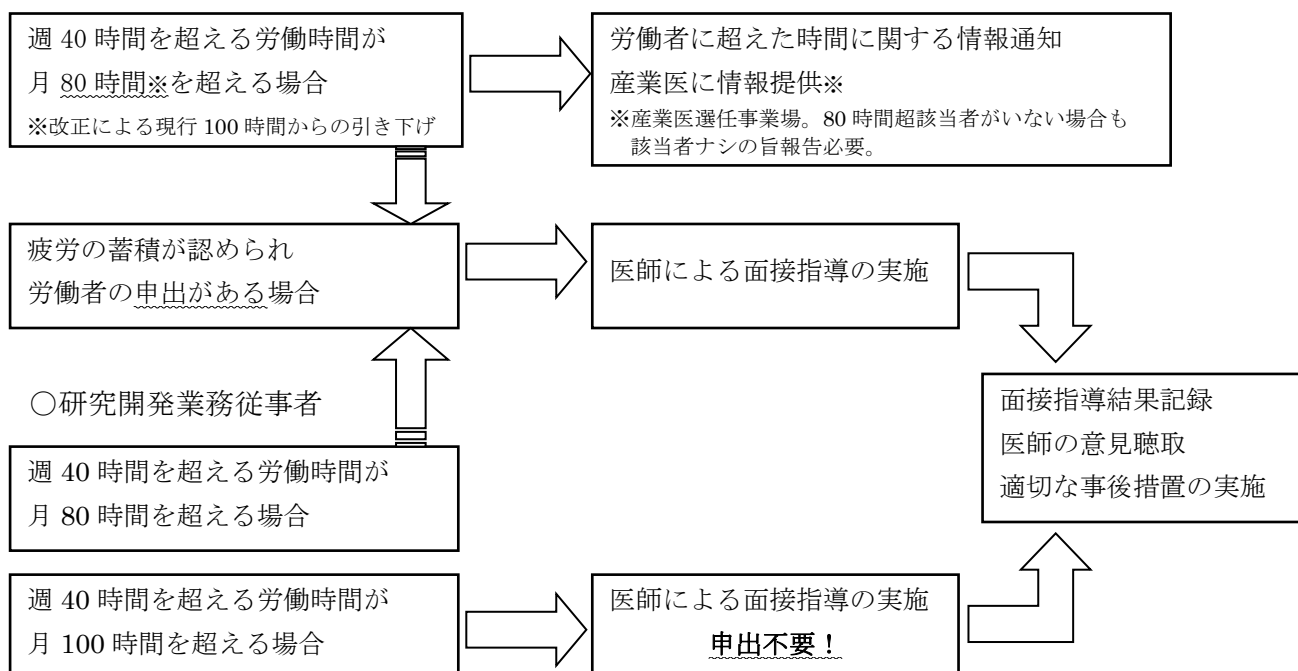
※自己申告制は例外扱いとなります。やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合は、いくつかの措置を講じる必要があります。

- ・対象労働者に対する、適正な自己申告の十分な説明
- ・労働時間の管理者に対して、適正な運用を含め、講ずべき措置についての十分な説明
- ・申告時間と実際の労働時間との整合性について、必要に応じて実態調査の実施
- ・自己申告時間の上限設定等、適正な申告を阻害する措置を講じてはならない 等々

医師による面接指導の実施

時間管理の結果、1週あたり40時間を超えて労働させていた場合には、超えた時間により、労働者への労働時間に関する情報通知や医師の面接指導実施の可否を判断しなければなりません。

○管理監督者等を含むすべての労働者（一部の例外あり）



長時間労働による健康障害を防止するための医師による面接指導は、労働者数50人未満の小規模事業場にも適用されます。産業医の選任義務がなく、産業医がない場合は、地域産業保健センターを利用した面接指導の実施が可能です。